

高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、「高知県環境基本計画第五次計画」（令和3年4月策定。以下「環境基本計画」という。）を効果的に実行するため、県の環境政策と連携した取組を総合的に支援することを目的として、第4条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 一般事業

環境基本計画の方向性に沿った県内で行う取組であり、次に掲げる3つの基本戦略のいずれかに資すると認められるハード事業又はソフト事業

ア 地球温暖化への対策

イ 循環型社会への取組

ウ 自然環境を守る取組

(2) ステップアップ事業

前号に掲げる一般事業の実施を目指すために必要となるソフト事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象から除くものとする。

(1) 一般事業

ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業

イ コンクリートによる三面張の生活排水路又は埋設排水管水路の整備

ウ これまでの一般事業の採択事業と同じ、又は同様の事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業であると認められるものについては、この限りでない。

(2) ステップアップ事業

ア 国又は県の他の補助事業として採択された事業

イ 補助金により実施しようとする事業の内容が翌年度の一般事業への応募につながる事が明らかである事業

ウ これまでにステップアップ事業で2回採択されている者から申請された事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「活動団体」という。）とする。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

- (2) 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人
- (3) 地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）又は会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの
- (4) 地域の多様な主体から構成された協議会
- (5) 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体又は構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は補助事業者としない。

- (1) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とした団体又は特定の公職者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、若しくは反対することを目的とした団体
- (2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。別表第 2 において同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。同表において同じ。）の統制下にある団体

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第 5 条 補助事業の補助対象経費、補助率等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費
補助対象経費は、別表第 1 に定めるとおりとする。
- (2) 補助率
定額とする。
- (3) 補助限度額
 - ア 一般事業
1 団体当たりの補助限度額は、10 万円を下限とし、50 万円を上限とする。
 - イ ステップアップ事業
1 団体当たりの補助限度額は、20 万円を上限とする。
- (4) 事業期間
単年度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の交付額に 1,000 円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請及び重要な変更）

第 6 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第 1 号様式又は別記第 2 号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）及び産業の振興を目的とする事業を実施する場合は、別記第 3 号様式による税外未収金債務について滞納がないことを誓約する誓約書兼同意書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、別記第 4 号様式による県税の納税義務がない旨の申立書を添付するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた補助事業について次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行おうとするときは、別記第 5 号様式による補助金交付決定変更申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業者の変更
- (2) 実施事業の新設又は廃止
- (3) 事業実施箇所の変更

- (4) 補助金の増額又は30パーセントを超える減額
 - (5) 別表第1の1から5までに掲げる経費区分間における増減であって、それぞれの配分額のいずれか低い額の30パーセントを超える配分の変更
 - (6) 事業内容の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に知事に協議すること。）
- 3 第1項の規定による補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助の条件）

第7条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
 - (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - (4) 県税の滞納がないこと。また、補助事業者の産業の振興を目的とする事業である場合は、県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- 2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付された条件又は規則、要綱若しくはこれらに基づく知事の処分違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の額の決定があった後においても取り消すことができる。

（事業の審査）

第8条 補助事業の公正かつ円滑な実施を図るため、一般事業の審査を別表第3のとおり、ステップアップ事業の審査を別表第4のとおり行う。

（補助金の交付の決定等）

第9条 知事は、第6条第1項の規定による補助金の交付の申請を前条の審査結果を踏まえ採択することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第10条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(実績報告等)

- 第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了した場合又は補助事業の廃止の承認を受けた場合は、別記第 6 号様式による実績報告書及び別記第 7 号様式による活動報告書を補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の実施年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。
- 2 第 6 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 6 条第 3 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額(前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記第 8 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 免税事業者に該当する場合は、別記第 9 号様式により納税義務免除であることを届け出なければならない。

(補助金の額の確定)

- 第 12 条 知事は、前条第 1 項の規定により提出された実績報告書の決算額が第 6 条第 2 項第 4 号に掲げる変更額の範囲内である場合は、その決算額により額を確定し、当該補助事業者に確定額を通知するものとする。

(概算払の請求)

- 第 13 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づく補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 10 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(検査等)

- 第 14 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(財産の処分の制限)

- 第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が特に必要があると認められた場合は、この限りでない。
- 2 知事は、前項に規定する財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

(補助事業の成果のフォローアップ)

- 第 16 条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 3 年の間、補助事業の成果等について、フォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じて報告を求めることができるものとする。

(グリーン購入)

第 17 条 補助事業者は、事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第 18 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 12 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 10 条、第 11 条第 3 項、第 14 条から第 16 条まで及び第 18 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 3 この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	
	経費区分	内訳
1 一般事業	(1) 委託料	業務委託に対して支払う費用
	(2) 工事請負費	事業実施に必要な工事請負費
	(3) 備品購入費	1件の取得価格が10万円（コンピューターについては、2万円）以上の物品 ※ただし、当該事業の実施に必要な不可欠なものに限る。
	(4) 負担金	研修の受講費用等
	(5) 事務費	次のアからカまでに掲げるいずれかの費用
	ア 報償費	謝金、講師、コーディネーター、アドバイザー等に係る費用
	イ 旅費	事業実施に係る費用及び講師、アドバイザー等への費用弁償旅費
	ウ 需用費	消耗品費、燃料費（ガソリン代）、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費 ※食糧費を除く。
	エ 役務費	通信運搬費、傷害保険費用
	オ 使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸、レンタルに係る費用
	カ その他	(5) 事務費のうち、アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要があると認めたもの
2 ステップアップ事業	(1) 負担金補助金	研修の受講費用等
	(2) 事務費	次のアからカまでに掲げるいずれかの費用
	ア 報償費	謝金、講師、コーディネーター、アドバイザー等に係る費用
	イ 旅費	事業実施に係る費用及び講師、アドバイザー等への費用弁償旅費
	ウ 需用費	消耗品費、燃料費（ガソリン代）、印刷製本費、光熱水費、修繕費、図書購入費 ※食糧費を除く。
	エ 役務費	通信運搬費、傷害保険費用
	オ 使用料及び賃借料	会場使用料、賃貸、レンタルに係る費用
	カ その他	(2) 事務費のうち、アからオまでに掲げるもののほか、知事が必要があると認めたもの

対象外経費

- ・役員及び常勤職員の人件費（賃金・謝金等をいう。）
- ・事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費
- ・個人又は団体に贈与される寄附金、義援金等
- ・飲食に係る経費

別表第2（第7条、第9条、第10条関係）

- 1 暴力団又は暴力団員等であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第8条関係）

1 審査員の構成

審査を行う者（以下「審査員」という。）は、5名以内とし、高知県林業振興・環境部長が別に指名する。

2 審査会の実施

事務局は、高知県林業振興・環境部自然共生課におき、審査会は、自然共生課長が必要に応じて招集する。

3 審査の採点

審査員は、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行う。

審査項目（一般事業）		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略」（平成31年3月改訂）の取組に沿った事業であるか。	5点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5点
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及びさまざまな主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。	5点
オ	関係者の合意形成及び推進体制 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5点
カ	事業の継続性 a 複数年で目標達成が見込まれる事業であるか。 b 複数年に渡って関係者との合意形成が確立されているか。 c 複数年に渡って推進体制が確立されているか。	5点

4 採択基準

採択は、ア～オの審査員の合計点が6割以上の事業を目安とする。

第3条第2項第1号ウただし書の規定に係る審査については、カ 事業の継続性の審査員の合計点が6割以上の事業を目安とする。

なお、事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議のうえ、優先順位を付するものとする。

別表第4（第8条関係）

1 審査の採点

高知県林業振興・環境部自然共生課において、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行う。

審査項目（ステップアップ事業）		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。 c 「生物多様性こうち戦略」（平成31年3月改訂）の取組に沿った事業であるか。	5点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5点
エ	翌年度に予定している一般事業の計画性 a 事業目的の妥当性 b 選択した手法の合理性 c 事業の効果度 d 地域住民の参加や協働 e 関係者の合意形成及び推進体制	5点
オ	事業の実現性 a 今回実施するステップアップ事業が、翌年度に予定している一般事業の実施に結びつくか。 b 一般事業の実施に向けて十分な検討がなされているか。	5点

2 採択基準

採択は、合計点の6割以上の事業を目安とする。

なお、事業の合計点数が同じ場合は、エ 翌年度に予定している一般事業の計画の評点が高いものに優先順位を付するものとする。